

目 次

令和4年6月17日（金曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会副委員長報告	2
開会、開議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
閉会中の継続調査結果報告	6
（総務建設常任委員会）	6
（教育民生常任委員会）	9
委員長報告に対する質疑	11
（総務建設常任委員会）	11
（教育民生常任委員会）	12
議案の上程、提案理由の説明	13
（議案第1号～議案第10号）	
提案理由に対する質疑	19
（議案第1号～議案第10号）	
委員会付託（議案第1号～議案第10号）	20
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	20
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	22
討論、採決（発議第1号）	26
休憩（午前11時05分）	30
再開（午前11時11分）	30
請願（請願第1号）	31
散会（午前11時13分）	31

令和4年6月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第75号

令和4年6月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年6月10日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和4年6月17日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和4年6月17日（金曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

傍聴席の皆さまにお知らせいたします。本定例会から録画配信を実施することといたしております。受付で説明がありましたとおり、映像に映り込む場合がありますので、ご了承の上、傍聴いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。発言後には、係員がマイクの消毒を行います。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和4年6月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、補正予算関係が3件、条例関係が3件、財産の取得についてが1件、その他3件の合計10件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招

集のご挨拶とさせていただきます。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る6月10日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る6月10日、9時30分から委員会室におきまして、6月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、先ほど議長が冒頭に述べましたとおり、議会の録画配信につきまして、本定例会から実施することに異議なく了承されましたことを報告いたします。

次に、会期でございますが、本日17日から22日までの6日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第1号から議案第10号までを一括して提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第10号を各常任委員会に付託いたします。

次に、発議第1号「前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、請願第1号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願を総務建設常任委員会に付託いたします。

本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

18日から21日は休会とし、22日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑をお願いいたします。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります6月8日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことしております。

次に、議案第1号から議案第10号までの討論、採決をお願いいたします。

次に、請願第1号「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」

の提出を求める請願の討論、採決をお願いいたします。

最後に、「議員の派遣について」と「閉会中の継続調査申し出について」の採決をお願いいたしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、6月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から22日までの6日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和4年6月17日（金曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番 井藤茂信君、3番 大野一行君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、6月17日から6月22日までの6日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今国会の閉会に伴い 6 月 22 日は、参議院選挙の公示日となりました。しいては、6 月 22 日の一般質問については公示日とかさなっておりますので、議会として変更するよう求めたいと思います。23 日、また 24 日に日程を繰り上げる。

また、21 日、20 日など休会日を使つての議会の開会を求めたいと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本定例会の会期は、6 月 17 日から 6 月 22 日までの 6 日間とし、本会議の最終日は 6 月 22 日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よつて、本定例会の会期は、6 月 17 日から 6 月 22 日までの 6 日間とし、本会議の最終日は 6 月 22 日とすることに決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 三木俊明君。

○総務建設常任委員長（三木俊明君）

おはようございます。

令和 4 年 6 月 3 日に、閉会中総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

まず、総務課から 2 点説明がありました。

1 点目、土庄町多目的交流施設の改修工事については、4 月 1 日をもって建築工事、機械設備工事が完了しており、1 階ロビー、2 階子ども教室部分については、運用を開始している。電気設備工事は、新型コロナウイルスによる海外工場のロックダウンにより資材の納入が見込めないため、入札が不調になり完了していない。放課後子ども教室を先行して運用するため設置した、防火壁等の撤去工事等が追加で必要となり、電気設備工事費用が増額になる。6 月議会で補正予算成立後、速やかに一般競争入札の手続きを行いたいとの説明がございました。

委員から 3 階のレンタルオフィスは貸す見込みがあるのかとの質問に「事業

計画に含まれており進めているが、現時点では明確になっていない」との回答があり、また委員から、他課と連携して有効な活用方法を考えてほしいとの意見がありました。また、駐車場などは舗装するのかなどの質問に、「土地が低いので造成を予定している。造成したのち、場内道路や排水溝の工事を建設課と合わせて行うようになる。舗装するかどうかは今後考えていく」、また、国の交付金の割合はどの質問に、「交付金のスキームは3割だが対象外の事業もあり、全体事業費に対して、実際に充当される割合はもっと少なくなる」との回答がありました。

2点目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、現行の給付事業において、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を基に、行政からのプッシュ型給付により運用改善を図るものとの説明がございました。

次に、企画財政課から2点説明がありました。

1点目、第7次土庄町総合計画の策定方針について、策定にあたって設置される組織のうち、総合計画策定委員会は、町の若手職員を中心に組織し、次期計画の原案をまとめていく。振興計画審議会は、計画に関する事項を審議することとなる。審議会の委員は、委員数を20人から25人以内に改正し、構成団体の代表またはその指名する者とし、若手人材の参画をお願いする。

また、町民1000人を抽出し、アンケートの実施と、住民ワークショップを開催し、幅広い世代の方と意見交換を行いたい。小豆島中央高校の生徒ら、将来を担う若い世代の意見もいただくように考えている。

計画策定の流れは、策定委員会が原案を町長に提出し、町長から諮問に対する審議会からの答申を経て、パブリックコメントを実施し、計画案を作成、最終的に町議会で議決をいただくとの説明がありました。

委員から、第6次総合計画終了後の検証はされているのかなどの質問に「今回のアンケートで結果の分かる仕組みにしていく」との回答がありました。また、計画策定にあたっては、どれだけ多くの町民の方が、この計画が自分自身のことと捉え参画していただけるのが重要であり、その意味でもワークショップを充実したものにしてほしいとの意見がありました。

2点目、辺地に係る総合整備計画の策定については、辺地対策事業債を活用するため、旧小学校区単位の7辺地ごとに計画を策定しており、令和3年度で計画期間が終了したため、令和4年度から令和8年度までの5カ年の計画を策定する。今回、計画に計上する事業は、四海こども園建設事業、社会資本交付金事業（沖之島架橋）の2事業となっている。今後、必要に応じて変更を行うとの説明がありました。

その他、公共交通事業者に対しての燃料費の支援を検討しており、財源は、

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を考えているとの説明がありました。

税務課から、税務手続きのデジタル化の推進について2点説明があり、1つは、令和5年4月から納付書にQRコードをつけることにより、固定資産税、軽自動車税種別割等が、全国どこの金融機関でも納付が可能になり、また、スマホ決済も可能となる。もう1つは、令和5年1月から軽自動車の新規登録手続きのオンライン化により、デジタルデータで申請受け付けされ、税関係情報が町にデータで送られるようになること、および軽自動車税の納付情報に係る照会、回答がオンライン化になることで、利用者は、車検手続きに納税証明が不要となり、利便性の向上が図られるとの説明がありました。

委員から、デジタル化の費用対効果はとの質問に、「現在、口座登録率は、5割から6割くらいで、若い人ほど低い。若い人がスマホやパソコンで納税しやすい環境を整えることにより、収納率の向上につながると考えている」との回答がありました。

次に、建設課から2点。1点目は、沖之島離島架橋事業について、契約した工事概要、工程等の説明がありました。

2点目は、立地適正化計画について、現在、計画策定の委託業者選定にあたり、プロポーザル方式の入札を執行している。今後、作業部会、策定委員会、都市計画推進審議会を開催し、今後2年間で策定する予定であるとの説明がありました。

委員から、計画策定のメリットはとの質問に、「計画を策定することにより、計画に付随するさまざまな整備事業に、国の交付金の重点配分および補助率のかさ上げが見込まれる」との回答がありました。

続いて、商工観光課から2点。1点目は、瀬戸内国際芸術祭2022春会期について、来場者は、豊島、小豆島を含めてほとんどの島と地域で前回は下回っており、コロナ禍での初めての開催、インバウンドが皆無だった影響と考えられる。また期間中、町独自で豊島に救急救命士と看護師を常駐させ、実績として10件の救護要請があり、コロナ対応は0件、自転車での転倒などによる外傷対応が6件で、すべて来場者であったとのこと。

委員から、瀬戸芸が始まる前に土庄町のメイン道路周辺の草刈りなどの整備ができていないので、県にも要望してほしいとの意見がありました。

2点目、地域独自の観光資源を活用した、地域の稼げる看板商品の創出事業について、住民環境課と連携して観光スポットである小海地区鳴滝と残石記念公園、史跡を電動キックボードで移動し、その電源は令和2年度に設置した太陽光発電設備の余剰電力を利用し、二酸化炭素の排出を抑えることで環境に配慮した観光をPRするとともに、鳴滝などの北部地域の魅力発信や交流人口の増

加につなげていきたいと考えている、との説明がございました。

複数の委員から、キックボードの安全面に注意し、事故が起きないように対応してほしいとの意見がありました。

最後に、農林水産課から唐櫃漁港高潮対策事業の現状について説明があり、香川県から高潮対策に加えて地震・津波対策を追加するよう要請があった。新たに地質調査業務が必要で、事業費の算出を進めているとの説明がありました。

委員から、地質調査の結果によっては、工法が変わるのかとの質問に、「結果によっては、工法等が変わる可能性はある」との回答がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和4年2月9日に、教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から、給食費の現状について説明がありました。

小豆島町が小中学校の学校給食の無償化の動きがある。それについて、土庄町の現状の考え方として、現在、給食費は材料費のみ集金している。給食費の単価は小学校273円、中学校298円で、年間約190日給食を作っており、無償化した場合、3874万円余りが町の1年間の負担増になる。また、給食費の滞納はない状況である。

無償化のメリットとしては、保護者の負担軽減と未納者への学校の事務負担の軽減がある。デメリットとして、町の財政負担が大きく、継続的に必要であること、一律無償化が公費の使い方として適正かということがあげられる。教育総務課としては、引き続き現状を維持するかたちでお願いしたいと考えているとの説明がありました。

委員から自治体ごとに財政状況が違うので、一律無償化するかどうかの判断は変わると思うが、小豆2町で格差がありすぎるのはどうか、コスト面などあらゆる面を十分慎重に検討したうえで、進めてほしいとの意見がありました。

次にGIGAスクールの報告があり、4月から試験導入として、英語、数学等のデジタル教科書をタブレットに取り込んで、書き込み、読み上げ機能を使って学習している。また、屋外の授業で使えるよう整備し、WEB会議にも使っているとの報告がありました。

次に、健康福祉課から3点。1点目が新型コロナウイルスワクチン接種4回目については、3回目接種完了から5カ月以上経過した60歳以上の者および18

歳から 60 歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者で、重症化リスクが高いと医師が認める者が対象となる。島内 8 医療機関の協力を得て、個別接種にて実施する。ワクチンは、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを使用するとの説明がありました。

「委員から対象者は何人くらいなのか」との質問に、60 歳以上は 3 回目受けた方が現在 5751 人で、4 回目は 5300 人程度を想定しているとの回答がありました。

2 点目、子育て世帯生活支援特別給付金事業について、昨年も実施した事業で、町民税均等割が非課税で、18 歳未満の方を養育する世帯に、1 人 5 万円を給付するもので、対象児童を 100 人見込んでいる。財源については、全額国費との説明があった。

委員から、対象児童数 100 人は全体の何割なのかとの質問に、約 5%であるとの回答がありました。

3 点目、通院困難者支援事業は、現在、小豆郡内の医療機関へ通院する際に、バスを利用することが困難な高齢者等ならびに重度の障害者および障害児に対して、タクシーを利用する費用の一部を助成している。8 月から使用範囲を島外への通院の際および買い物などの外出にも利用できるようにし、1 カ月あたり 500 円の助成券 2 枚から 4 枚に変更する予定である。

また、通院帰宅時デマンドタクシー運行支援事業の実証実験を予定している。小豆島中央病院への通院から帰宅する際、路線バスの乗り換えが容易でない方に対して、デマンド（乗り合い）タクシー運行事業を実施し、利用する費用の一部を助成するものである。対象は、70 歳以上の高齢者で、事業期間は、8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとの説明がありました。

委員から「利用時間、便数」の質問に、「診察終わりのバス便の間が空く昼の時間帯に 1 回走らせる」、また、70 歳で区切る理由の質問に、「介護保険を利用していない方で、1 番利用者が多いと想定される 70 歳以上を対象に今回、実験的に実施する。対象者の範囲は、今後検討していきたい」との回答がありました。

そのほか、将来的に交通弱者の移動手段になると思われるので、利用しやすい実証実験をとという意見がありました。

住民環境課から 3 点。1 点目、土庄町一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センターについて、新たに追加する最終処分場建設候補地 2 カ所の説明がありました。

委員から、追加の候補地を選定している状況かとの質問に、「候補地がまだ 2、3 カ所ある。次の閉会中の委員会で 2 カ所説明した後に一覧表を作成し、メリット・デメリットを提示しながら協議を進めたい」と回答がありました。

2点目、二酸化炭素排出抑制対策事業について、令和2年度に町内4カ所の避難施設に設置した太陽光発電設備は、令和3年1月21日から発電を開始しており、電気使用料が実績値で52万2788円下がり、売電収入が51万9112円あり、合計で104万1900円の効果が出た。二酸化炭素の排出量の削減量については、4施設の合計で目標値85.94トンに対し、85.90トンとなり、ほぼ計画通りの削減効果があったと説明がありました。

委員から太陽光パネルの劣化により発電量が下がった場合、将来的に太陽光パネルの処分費などの対応についての質問があり、「太陽光パネルの保証期間は20年という契約になっている、パネルの処分費についても、国からの情報収集に努めるとともに売電収入を積み立て、処分費に充てたい」との回答がありました。

3点目、マイナンバーカードについて、現在の土庄町の交付率は、43.14%で、国、県とほぼ同率となっている。

令和2年4月から月に1回第2日曜にマイナンバー休日開庁日を設けており、また、各地区公民館で出張申請受付を行い、普及推進を図っている。続いて、マイナンバーカードの安全対策の説明と、今年度中に転出・転入ワンストップサービスが開始されるとの説明がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

先ほどの総務委員長の説明の中で1点、総務課所管部分の旧土庄高校3号館多目的施設の説明がございました点について、質問したいと思います。

こちらにつきましては、もう放課後子ども教室の運用が始まったということで、また今後レンタルオフィスのほうも予定されているということでございましたけれども、あの施設に関しまして、使用に関する規定、ルールですね、こ

ちらのほうに関しまして執行部から説明があったのか、なかったのか。また、ないようであれば、委員のほうから質問が出たり協議がなされたのかどうかご質問したいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

その委員会では説明はありました。詳しいことにつきましては、ここで、口頭で述べることはできませんので後ほど資料のほうを出させていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

9番 川本貴也君。

○9番（川本貴也君）

あと、総務委員会の資料を見させていただいたんですけれども、中には土庄町の所有する文化財の保管というかたちで使用目的に入っております。ちらのほうに関しましては、入ってるのか、入ってないのか。また、入ってるのであれば、なかなか所有物の中に高価な品物とか、そういったところも結構含まれているというふうに聞いております。そういった点で考えますと、例えば職員の配置であるとか、夜間のセキュリティーであるとか、そういったところが非常に重要な部分かと思っておりますけれども、委員会でそのあたりの協議がなされたのかどうかご発言願います。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

現在、あの中に資料のほうは入っております。その中で貴重な物があるかどうかきちんと精査をするように、それで、同じようなものがあれば、ほかのところにも移動させて、3号館ではきちんとしたかたちで、住民や観光客の方々が見られるような体制にするようにと指摘はしております。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上册、提案理由の説明（議案第1号～議案第10号）

○議長（高橋正博君）

日程第4、議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第2号）の件から、日程第13、議案第10号 土庄町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 令和4年度土庄町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。歳出としまして14ページ、15ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 財産管理費の旧土庄高校3号館校舎改修事業477万6千円は、改修工事完了後に必要となる各種委託料および令和3年度に施工した仮設の防火壁の撤去や工事を施工する中で判明した不足する工事請負費385万4千円を計上いたしております。

7目 企画費の企画事務費5万3千円は、全国過疎地域自立促進連盟負担金として額の確定に伴い、不足額3千円を計上いたしております。

大学・地域共創プラットフォーム香川負担金5万円は、香川県が中心となり、県内の大学、経済団体、行政機関を構成員とする協議会が設置されました。今後は、産業振興、地域活性化、進学・教育等のテーマごとに部会が設置され、これらの運営に要する経費の一部を負担するための追加補正でございます。

続いて、離島振興事業マイナス684万1千円は、離島航路運営費等補助金の国の補助金が確定したことを受け、町の補助金も確定いたしましたので、当初予算から減額するものであります。

続いて、地域公共交通活性化・再生総合事業945万円は、新型コロナウイルス

ス感染症および燃料費高騰による影響を受けている公共交通事業者を支援するための支援金を計上いたしております。対象となるものは、町内の航路事業者およびタクシー事業者としており、船舶または車両の数に応じた金額の交付を予定いたしております。新型コロナウイルス感染症対応臨時特別交付金を充当する予定といたしております。

続いて、第7次土庄町総合計画策定事業11万8千円は、総合計画の策定に係る振興計画審議会において、より多くの関係団体の参加を可能とするため、当初の予定より5人増員するために必要となる経費を計上いたしております。これに合わせまして、土庄町振興計画審議会条例を改正いたします。

9目 自治振興費の自治振興助成事業40万3千円は、自治会助成金として、長浜自治会へ集会所の浄化槽修繕のための助成金を計上いたしております。必要経費の3分の1を補助いたします。

17目 臨時特別給付金事業費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業3695万1千円は、コロナ禍における国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うため必要な経費を計上いたしております。全額、国費が措置されます。

16ページ、17ページの中段をお願いします。

2項 徴税费、2目 賦課徴収費の賦課徴収事務費71万1千円および税務手続きデジタル化推進事業1131万8千円は、国の税制改正を受け、納税者の利便性向上のため、各種電算システムの改修に係る経費等を計上いたしております。

1点目は、eLTAX（エルタックス）による納税において、固定資産税と軽自動車税の取り扱いが可能となることに加え、納付書へQRコードを追加することで電子決済が可能となります。

2点目は、軽自動車の新規登録手続きおよび軽自動車税の納付情報のオンライン化を行うことで、新車登録をワンストップで行うことが可能となることに加え、オンライン上で納税情報が確認できるようになるため、車検証の発行に必要な納税証明書の提出が不要となります。

下段にまいりまして、4項 選挙費、2目 参議院議員選挙費の参議院議員選挙費90万円は、立候補予定者数が増加する見込みであることに加え、物価高の影響に伴い、ポスター掲示場の設置に係る経費が不足したため備品購入費より予算を流用し対応いたしております。このため、流用相当額を計上いたしております。

続いて、3目 香川県知事選挙費の香川県知事選挙費15万円は、参議院議員選挙費と同様の理由により、ポスター掲示場の設置に係る経費の増額見込みを計上いたしております。

18 ページ、19 ページの上段をお願いします。

3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費のいこいの家維持管理費 1 万 3 千円は、各地区に設置している町施設の老人いこいの家に係る消防用施設の点検委託料が、事業者の労務単価の上昇により不足額を計上いたしております。

続いて、2 目 高齢者福祉費の通院困難者支援事業 82 万 8 千円は、1 点目として、一定要件に該当する要介護認定者および障害がある方を対象に、移動に係る経費の一部を支援するための助成金を計上いたしております。現在、郡内の医療機関へ通院する際のタクシー利用に係る費用の一部を助成しておりますが、通院に限らず日常生活でも利用可能となるように制度を拡充いたします。

2 点目として、小豆島中央病院からの通院帰宅時に路線バスの乗り換えが困難な方を対象に、乗り合いタクシーの利用に係る費用の一部を助成いたします。この乗り合いタクシーに係る助成は、今年度限りの実証実験とし、成果を今後の交通政策および福祉政策に反映してまいります。

下段にまいります。

2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付事業 574 万 6 千円は、新型コロナウイルス感染の影響が長期化する中、物価が高騰しているなどにより、令和 4 年度住民税均等割が非課税の子育て世帯に一人当たり 5 万円の特別給付金を給付いたします。全額国費が措置されます。

4 目 保育所費の私立・町外保育所運営事業 174 万円は、私立保育所の保育士の処遇改善に係る補助金を計上いたしております。補助対象期間は、今年度 4 月から 9 月となっており、10 月以降につきましては、国が定める公定価格の一部として算入されるため、通常の私立保育所運営負担金として支出していくこととなります。国庫補助金が措置される見込みであります。

10 目 放課後児童クラブ費の放課後児童健全育成事業 26 万 4 千円は、放課後児童クラブに係る保育士等の処遇改善に係る補助金を計上いたしております。こちら、補助対象期間が 4 月から 9 月までとなっており、10 月以降は通常の運営費委託料として支出していくこととなります。こちらにつきましても、国庫補助金が措置される見込みであります。

20 ページ、21 ページの上段にまいります。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業 2860 万 2 千円は、4 回目のワクチン接種を実施するにあたり、当初予算から不足する経費を計上いたしております。4 回目接種の対象者は、60 歳以上の方および 18 歳から 60 歳未満までの基礎疾患がある方となっており、対象者数は現時点で 7246 人となっております。全額、国費または県費が措置されます。

続いて、4 目 診療所費の土庄町豊島健康センター維持管理費 7 万 5 千円は、

豊島家浦にある健康センターの水道メーターボックスが、老朽化により壊れたため修繕費を計上いたしております。また、メーターの設置場所が駐車場の出入り口にあるため、今後のことを踏まえ、修繕する際に移転をいたします。

下段から 22 ページ、23 ページの上段にかけまして、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費は、商工業振興団体助成事業において離島活性化交付金の交付決定を受け財源更正をいたすものでございます。対象経費は、小豆島まつり振興会が第 40 回記念として実施するアニメ「からかい上手の高木さん」の声優によるイベント経費でございます。また、当交付金の充当によりまして、観光振興基金繰入金を減額いたしております。

3 目 観光費の瀬戸内国際芸術祭事業 678 万 3 千円は、常備消防がない豊島において、新型コロナウイルス感染症への対応として、瀬戸内国際芸術祭の秋会期が終了するまでの間、救命士および看護師を配置するために必要な経費を計上いたしております。

続いて、地域資源活性化事業は、商工観光課に所属している地域おこし協力隊の活動経費に係る組み替えでございます。

続いて、地域の看板商品創出事業 714 万円は、観光庁で地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けた地域の看板商品の創出について 4 月に公募があり、応募した結果、採択となりました。残石記念公園を中心とした観光と環境に配慮した企画を商工観光課、住民環境課、生涯学習課が連携して実施をいたします。607 万円の補助を受けます。

下段にまいりまして、9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業 9 万 1 千円は、消防団屋形崎班屯所の招集サイレンが機器点検の結果、不良であることが判明したため、取り替えるための備品購入費を計上いたしております。取り換え工事にあたり、工事費用は自治会が負担をいたします。

24 ページ、25 ページの上段にまいります。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育振興事業 414 万 3 千円は、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入費および抗原検査キット購入に係る経費を計上しています。備品購入費につきましては、国庫補助金が 2 分の 1 措置されることとなっており、補助上限額と同額を予算計上いたしております。また、抗原検査キットにつきましては、県教育委員会が県内市町教育委員会の必要数を一括購入するものでありまして、土庄町の必要数確保に係る費用の 2 分の 1 を負担するものでございます。

続いて、ALT（外国語指導）事業 91 万 6 千円は、昨年度から指導いただいている ALT 講師が、本人の希望により任期 2 年を残し 8 月に帰国するための経費および新規講師の着任に係る経費を計上いたしております。新規講師につきましては、現在要望中でありまして、着任時期は未定となっております。

続いて、学術・スポーツ・文化活動等助成事業 10 万円は、豊島小中学校が授業の一環で香川用水記念会館を訪問するための経費を計上いたしております。全額、県費が充当されます。

中段にまいります。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費 47 万 3 千円は、豊島小学校体育館に隣接する屋外トイレの埋設配管が、何らかの要因によりずれたことで、地中内で汚物が詰まっているため、修繕費を計上いたしております。また、小学校の ICT 教育に係るルーター設置に対して国費の内定が出たため、財源更正をいたしております。

下段にまいります。

3 項 中学校費、1 目 学校管理費は、小学校維持管理費と同じく、ICT 教育に係るルーター設置に対して国費の内定が出たため、財源更正をいたしております。

26 ページ、27 ページにまいります。

4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の文化財保護事業 2410 万 5 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が停滞している地域の伝統行事を支援するため、実行委員会を設置し、自治会等が購入する用具などの経費を補助いたします。事業完了後に、実行委員会に対して国費が交付されますが、事業途中の資金繰りのため実行委員会に対して貸付金を計上いたしております。事業完了後に国費が交付され次第、貸付金全額が返還されます。

続いて、2 目 公民館費は、公民館維持管理費において離島活性化交付金の交付決定を受け財源更正するものであります。対象経費は、中央公民館に設置している自家発電設備の更新整備費用でございます。

1 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、1 億 3900 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 93 億 6808 万 9 千円となります。

次に、29 ページをお開きください。

議案第 2 号 令和 4 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。歳出としまして 38 ページ、39 ページをお願いします。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の地域密着型サービス等整備事業 4649 万円は、社会福祉法人明和会が介護職員の確保を目的として、職員用の宿舍施設を整備するための補助金を計上いたしております。財源につきましては、全額県補助金となっております。町の上乗せ補助金はございません。

29 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、4649万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと20億6658万2千円となります。

次に、41ページをお開きください。

議案第3号 令和4年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。歳出としまして50ページ、51ページをお願いします。

2款 サービス事業費、3項 訪問入浴サービス事業費、1目 訪問入浴サービス事業費の訪問入浴サービス事業6万3千円は、ヘルパー職員が3月で1名退職し、4月から登録ヘルパーを2名増員したことにより、登録ヘルパーの費用弁償が不足するため、6万3千円を計上いたしております。財源につきましては、訪問入浴サービス費収入と自己負担金収入を充当いたします。

41ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、6万3千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと8931万8千円となります。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案第4号からご説明申し上げます。

議案書の52ページをお開きください。

議案第4号 土庄町辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規程により議会の議決を求めるものでございます。

この計画は、辺地法に基づき、辺地地域を有する市町村に対して、国からの財政支援を受けるため策定するもので、従前のものが令和3年度で終了いたしましたので、今年度から5年間の新計画を策定しようとするものでございます。

辺地については、町内全域が対象となっており、前計画から旧小学校区単位で策定し、地域ごとに事業および事業費を盛り込んでおります。地域ごとの計画につきましては、53ページから59ページになります。今後、事業の追加や事業費の変更等については、随時対応していくこととしております。

次に、議案書の60ページをお開きください。

議案第5号 土庄町振興計画審議会条例の一部を改正する条例でございます。

第7次土庄町総合計画の策定にあたり、諮問機関である振興計画審議会へよ

り幅広い住民の参画を目的として、団体の代表者のほか、代表者が指名する者も委員となることが可能となるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 61 ページ、62 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

所得税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 63 ページから 65 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の減免措置期間を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 66 ページをお開きください。審議資料は 69 ページになります。

議案第 8 号 給食配送車の購入については、経年劣化に伴う更新のため、給食配送車 1 台を 521 万 1800 円で、富丘モータース有限会社 代表取締役 丹生茂希から購入しようとするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 67 ページをご覧ください。審議資料は 70 ページ、71 ページになります。

議案第 9 号 土庄町道路線の廃止についてでございます。

県道土庄福田線の交差点改良により、町道八幡橋線との合流地点に危険が伴うため、路線の見直しを行うことから、路線を廃止するため議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案書の 68 ページをご覧ください。審議資料は先ほどと同じく、70・71 ページになります。

議案第 10 号 土庄町道路線の認定についてでございます。

県道土庄福田線の交差点改良により、町道八幡橋線との合流地点に危険が伴うため、議案第 9 号で廃止した、当路線の起点位置を変更し、再度路線を認定するため議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 10 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第1号から議案第10号までの一括質疑を行います。

なお、議案第1号から議案第10号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第10号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第1号～議案第10号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第1号から議案第10号の各議案については、土庄町議会会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号の各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議案の上程、趣旨説明（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第14、発議第1号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。提案者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

議案の提案を行います。「三枝邦彦前町長による違法・不正行為及び背信行為を調査し、行政の歪みを正すことを目的とする特別委員会の設置」について提

案をいたします。

提案理由を述べます。

提案理由 1、議会が独自に、調査、報告、再発防止策を提案し、実施することは議会の責任であります。

三枝邦彦前町長が、官製談合および収賄で逮捕され、検察による起訴事実を全面的に認めた現時点において、議会は、その事件について、独自に調査権を発動し、再発防止の対策を提起すべく行動する責任があります。なにより、三枝邦彦氏に関わっている違法行為・不正行為、町民に対する背信行為は、この1件限りではなく、複数件存在しています。その、全容を明らかにし、再発防止策を提起することもまた、議会の責任です。

三枝氏の逮捕を受けて、議会が町執行部に提出した申し入れ文書には、「議会として事件の調査を行う」という宣言が記されています。この宣言に基づき、具体的に調査、報告、再発防止策の提起を行うため、特別委員会の設置を提案するものであります。

提案理由の 2、三枝氏の起こした事件は複数件、そのすべてを調査対象にするべきであります。

三枝邦彦氏は町長になる以前から、いくつもの問題行動、事件を起こしています。そのすべてを明らかにして、膿を出し切ることは、健全な行政運営において、避けては通れない問題です。三枝氏は、議員(議長)時代に、自身が経営するホテルの固定資産に係る固定資産税を滞納し、違法に岡田好平前町長に欠損処理をしてもらっていました。

いまだに、この問題は、議会として公式に調査を進められておらず、もちろん、再発防止策も示されていません。

また、観光客から預かった入湯税を、監査委員や議員から指摘されるまで納税せず着服していた事件も同様です。さらに、三枝邦彦前町長が職員に命令してプリントアウトさせた特定個人の税情報が、町の記者クラブに投げ込まれ、流出した事件は、個人情報保護法違反であり、また公務員法違反であるにもかかわらず、不問にされたままになります。

また、本会議や委員会の席で、町長が相次いで虚偽発言を繰り返すなど、こうした議会に対する冒瀆、議会制民主主義に対する冒瀆は許されるものではありません。

また、町長職の自己破産についても、破産をしておきながら、次期町長選挙に出馬するための費用数百万円は存在するという矛盾した行為を議会は正式に追及していません。三枝前町長は、自己破産申請以降の納税状況が疑われておりますが、公人として完納証明書を提出するよう求められたのに対し、これを拒否し、公開も行っていない。

こうした点から、「町長自身が納税を一貫して行ってこなかったのではないか」という疑念が、町民の中には今も根強く残っています。

議会としてこうした行為に、今後どう向き合っていくのか。対策が、そして防止策がまだ打ち出されていません。三枝邦彦氏は議員時代、町長時代と、その権力を利用して不正を働いてきた。

今後、こうした権力を利用した不正を起こさせないためには、議会人として、議会全員が襟を正して、調査、報告、再発防止策を提起するよう求めるものがあります。

提案理由の3、公務員法に基づく行政運営の徹底と、行政の歪みを正す具体策の提案を求めます。

三枝氏が起こした事件のもう1つの重大な問題の特徴は、三枝氏が議員(議長)や町長などの立場や権力を利用して、職員に圧力をかけていた点にあります。不当な圧力や要求に対し、法律に基づいて公務を遂行する職員を守る体制が、今、土庄町にはありません。

また、内部で告発をする、そうした職員を守る体制もありません。今後、同じようなことが起きないように、行政運営が歪められないようにするためにも特別委員会も設置がどうしても必要です。

以上が、提案理由です。

○議長（高橋正博君）

これを持ちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

お伺いいたします。設置の理由として、前町長の不正・背信行為等調査すべきということでいろいろ列挙されておりましたが、議会として正式に特別委員会を設置となりますと、地方自治法を遵守したものでなければならないと考えておりますが、発議者は根拠となる法令はどのようなものか伺います。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番 (福本耕太君)

三木議員の質疑に対してお答えいたします。

三枝前町長が固定資産税を欠損処理した問題については事実でございます。議会におきましても、経営不振を理由にして固定資産税を欠損処理することは違法であると、税務課長の答弁をいただいております。

その他の内容についても、すべて議会で問題になったものですので、すべてが事実であります。ですので、それが根拠、事実をもって事実を明らかにし、住民の皆さんに報告する。そして、こうした問題が起きないように再発防止策を進めていくということが根拠でありますので、すべて事実に基づいて委員会を進行していくということがお答えになるかと思っております。以上です。

○議長 (高橋正博君)

6 番 三木俊明君。

○6 番 (三木俊明君)

それが、事実かどうかというのは別にしまして、決して前町長を擁護するというふうなことではなく、議会として地方自治法に基づいてどのような根拠の基に、この問題を特別委員会でやっていくかということになりますと、議会の権限として自治法に定められておりますのは、98 条か 100 条委員会ということになるかと思っております。

ここで、今回 100 条委員会の設置を求めているということは、地方自治法の 98 条になろうかと思っております。議会の権限を定めている地方自治法第 98 条は、第 1 項で、普通地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納の検査、第 2 項で、監査委員に対して監査の結果の報告を請求することができるとしておりますが、いずれも強制力はないものとされております。

このような制限のある中で、設置理由のような調査ができると判断された根拠をお伺いいたします。

○議長 (高橋正博君)

8 番 福本耕太君。

○8 番 (福本耕太君)

三木議員がおっしゃるように 98 条に基づく特別委員会の設置でございます。この特別委員会の中で、調査の中で必要があれば 100 条委員会の設置に対しても発展させていくというのが、今の段階で 100 条委員会を設置しようと思えばですね、1 つの議題に絞ってやっていかなければならない。しかし、三枝さんが起こした事件というのは、大きく行政を歪める点においては複数にまたがっております。複数にまたがった問題を取り扱うためには、まずは、98 条に基づく委員会を設置して、その中で必要とあれば 100 条委員会の設置を提案していく。

委員会の中で提案をしていくと、しかも、委員会の中でしっかりと審議を行った上で、提案していくということになりますので、そのためには、98条に基づく委員会がなければ100条委員会も作れないということになります。以上です。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

私は、賛成の立場で発言をしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

ちょっとお待ちください。討論はその後でありますので。

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

分かりました。

○議長（高橋正博君）

今、質疑ですから。ほかに、質疑ございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

ただ今の質疑の中で、98条のもとに特別委員会をというふうなことでございます。

現在、総務建設常任委員会として今回の件に関しましては、当面、対応して行って、その後に、もしも総務常任委員会の範疇を超えるようなことがあれば、特別委員会等々も検討しなければいけないというふうなことで、確か、全員協議会でも検討しておったというふうに思っております。

私も、総務建設常任委員会の副委員長として、その立場にあるわけでございますが、98条の中でやる今回の特別委員会が、総務建設常任委員会の中でできないというふうなことは、具体的に何なんでしょうか。お聞かせください。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

濱野議員の質疑に対してお答えいたします。

率直に申し上げまして、総務建設常任委員会の中で扱っている議題というのは非常に煩雑であります。複数の、町から提案してくる内容なんかもありますので、総務建設常任委員会の中でやるには時間的な問題がございます。ですので、別に特別委員会を設置して個別に進めていく必要があるという点です。

それと、今、濱野議会運営委員長がですね、そういう質問されて私びっくり

したんですけれども、3月の議会の段階で、私が特別委員会の設置提案をしておりました。総務建設常任委員会の中で、今は、「まず、させてくれ」ということで、私たちは、提案者は納得をいたしました。3カ月待ちました。しかし、一切動いておりません。やってないんですよ、実際、総務建設常任委員会の中で、何もなされていない、その責任は濱野議運の委員長にもあります、当然。まず時間をほしいとおっしゃられたのはあなたですから。あなたの言うてることに対して、私たちはきちんと3カ月待ちました。にもかかわらず、やっていない。まず、そこをきちっと反省していただきたいと思います。こういう質問は非常に心外であります。そのうえで、私たちは実施されなかったということを踏まえて、それと、もともと私たちが持っていた、総務建設常任委員会の中で進めていくのは煩雑だから難しいという立場をきちんと申し上げて、今回の特別委員会の設置を提案をしておりますので、そうした話をきちんと踏まえて、これまでも話をしてくれておりますので、そこはきちんとご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

個人的なお話をされたのでございますけれども、質問は、総務建設常任委員会の中でできないものはどういうことなのかというふうなことを具体的にお聞きをしたわけでございます。

併せて、お聞きしたいと思いますが、実際、われわれは来年の5月に改選期を迎えるわけございまして、その間で、特別委員会で扱うということは結果を出さなければいけない。先ほど98条から、必要があれば100条まで、設置をするというふうなことでございました。具体的に、日程はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

具体的な日程ということですが、来年の4月に町会議員選挙があります。当然、この町会議員選挙の中でも、この問題というのは争点になってきます。

ですから、私たちは、例えばこの6月でこの委員会の設置に反対多数で否決されたとしたら、ここは大きな問題として町民の皆さんに問いかけます。9月議

会にも提案をいたします。12月議会にも提案いたします。この問題が、ずっと町民の前に横たわっている以上は、どれだけ時間がたったとしても、町民から、行政および議会は、信頼を回復することはできません。ですので、新しい議会でも、ずっとこれは継続的に審議をしていくと。結果を出すというふうにおっしゃったんですけど、結果がどの段階で出るかっていうのは、それを確定することは、誰にも今はできません。新たな事実が明らかになってくる場合もあるでしょう。100条委員会の設置ということが提起されることも出てくるでしょう。そうなれば、時間は延びていきます。ですので、これは土庄町の歴史的問題として、議会がしっかり取り組んでいく。時間をかけて、解決に向けて取り組んでいく問題として、時間を区切らない問題として扱っていくべきだと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

発議第1号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

6番、三木です。特別委員会の設置に反対の立場で申し上げます。

前町長の不祥事につきましては、決して、許されるべきものではないと個人的には思っております。

しかしながら、先ほど濱野議員のほうから言われましたように、入札情報漏洩、入札制度の見直しについては、2月の全員協議会において、私が所管しております総務建設常任委員会に所管することが決定されました。

執行部においては、外部識者による第三者委員会を設置し、自ら再発防止に対して、再発防止策を考えており、今後の行政の在り方について、自ら行政自

身が改革していこうとしているものであります。

先ほど、3カ月何もしなかったというふうなお話がありました。司法による三枝前町長の最終決定は6月1日でございます。その間に、警察当局、検察、動いている中、どのようにして議会が、この調査ができるのでしょうか。警察のほうからは、「それは、自粛してくれ」というような話も聞いております。

今後、この議会が済んだ後、われわれは入札制度の勉強会、その他やっつけようとしております。そして、第三者、町がやっております第三者委員会については、その審議内容は、逐一、総務建設常任委員会のほうに報告があるはずでございますので、その中で、議会として、きちんとした意見を出していくのが妥当であると思っておりますので、反対いたします。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

賛成討論をいたします。

去る、6月1日の高松地方裁判所において、三枝前町長の司法による有罪が確定しました。三枝前町長は、以前から税金の違法滞納、これも確実でございます。申し上げますと、前議会の町の監査委員から、ちゃんと監査した結果が出ております。本来ならこれ、完全な違法行為なんです。説明は、ダブりますからしません、先ほど、提案者が述べたことが真実であります。

議会は、検察ではありませんから、全く違う意味で、議会として町民に対して、きちっと整理整頓して町民の皆さまにちゃんと答える。これが、また議会の責任でもあります。

議員の思想、信条、全く関係なく、正義と良心に基づいて、この特別委員会の設置に反対する理由はありません。行政は、警察ではありませんから、特に、この事件から、町民の皆さんから、議会への不信が数多くあります。その結果が、この前の町長選挙の結果でもございます。新岡野町長には、たいへん期待がかかっております。そういう意味でも、町民の声からしますと、議会の前議会も、先ほど申し上げましたが、きちっと整理をしないまま、逮捕するまで、いわば、ほったらかしてきたという事実があります。そういう意味で、今議会で、町民から議会の信頼を取り戻す。これがまず、第一でございます。そのことを、お忘れなきよう、行政のほうは、今、一生懸命取り組んでいます。真面目に取り組んでいますから、議会も負けないように、検察と違ったかたちで、町民の皆さんに結果を報告しなければならない。そういうふうに賛成討論いた

します。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

7番 瀨野良一君。

○7番（瀨野良一君）

先ほど、質疑でも述べさせていただいたとおり、常任委員会として、この件は取り上げております。その中で、手法がまずいというのであれば、私は副委員長として甘んじて受けますが、その委員の中から賛成者がいるということは非常に悲しいことでございます。

本来ならば委員長、副委員長の解任くらいを言うてくれればよかったのではないかなど、私も反省しておるところではございます。先ほど申された、町民の信頼を取り戻すために総務建設常任委員会として、精いっぱい動いているつもりでございます。また、先ほども申しましたように、98条の中で行う特別委員会を設置するという理由が、具体的なものが聞こえてまいりませんでした。本日出されておる設置の理由、行政のゆがみを正す、具体策・再発防止策を講じるためにも、ということでございますが、このために総務建設常任委員会が動いているわけでございます。私は、総務建設常任委員会の権利を守るためにも、総務建設常任委員会がこの案件を取り上げるべきだという立場から、反対をいたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も賛成のほうから、討論させていただきます。

そもそも、前町長が、この前代未聞の重大事件を起こした後で、議会にも私は責任があると思っています。

先ほど、三木議員、瀨野議員が難しいことばかりおっしゃって、煙に巻いているようにしか私には聞こえなかったんですが、総務建設常任委員会では、町民が傍聴できませんので、私たちが、誰が何を言っているかっていうのは全くつながりません。この機において、とにかく徹底的に、前町長の不正、この間8年間、いろんな、ちょっと誤謬がありますけど、うわさがありましたけど、それを一つひとつ取り上げて、町の人に報告して、そして、議会が立ち直ったと、

透明度が高いと、とにかく町の人に今、議会がしゃんとやっているんだというのをこの機に見せないと、私たちは、永久に信頼感を取り戻すことはできないと思います。お二人の三木議員、濱野議員は、とても、この問題をちゃんと訂正しようと思っっているような姿勢に私には見えないです。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

反対討論はないようですので、賛成討論として最後に。

三木議員、それから濱野議員の反対討論に対して矛盾点をつきたいと思います。三木議員がおっしゃっている官製談合のお話、それから、濱野議員が総務建設常任委員会で取り扱っているという話、これは両方ともですね、今回の官製談合の事件。

議長、止めたほうがいいでしょうか。

三木議員がおっしゃった話についても、濱野議員がおっしゃった話についてもですね、これは、今、警察、それから裁判が行われてました、官製談合に限った話なんですね。私たちが、提案してますのは、官製談合だけじゃなくて、ここに至った、前提となる、さまざまな事件、問題、議会が追及してこなかったこの問題をきちんとやりましょうということを提案してるんです。

総務建設常任委員会でやりますとおっしゃっているのは、申し入れ書にもあるんですけども、官製談合の話だけなんですよ。ここね、論点がずれてるんです。反対討論される方がおられるんでしたら、私、お伺いしたいんですけども、官製談合の話は当然やったらいんですけど、なんで、それ以外の、三枝前町長による固定資産税の欠損処理の問題や、それから入湯税の問題、町民の税情報をプリントアウトさせた問題、庁外へ流出させた問題、こうした問題に対してチェックを入れようとししないのか。その理由を反対討論として、きちんと述べてもらう必要があると思います。反対討論される方がおられましたら、その点について反対討論できる方がおられるんでしたら、ぜひ、その話を聞かせていただきたい。

もう一回申し上げますけど、総務建設常任委員会で取り上げるとおっしゃって3カ月取り上げられてませんが、やってこられた内容というのは、官製談合の話だけです。私が提案しているのは、官製談合の話も含めてますが、最も大事なことは、それに至ったさまざまな複数の事件です。ですから、官製談合に対する調査というふうにはしておりません。三枝邦彦前町長による違

法・不正行為及び背信行為の調査、報告、それから再発防止策として委員会の設置を提案しておりますので、そこはきちんとご理解をいただいた上で、反対討論をしていただきたいと思います。この、官製談合以外の問題を調査しなくていいという理由をきちんと述べられる方がおられましたら、それを述べた上で、反対討論をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

設置についての反対、賛成の発言をお願いいたします。賛成・反対のみの討論をお願いいたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 05 分

再 開 午前 11 時 11 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

皆さん揃いましたので、再開いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立少数であります。

よって、本案は、否決されました。

請願（請願第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 15、請願第 1 号 香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第 1 号は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

土庄町議会会議規則第 91 条により、総務建設常任委員会に付託いたします。

散会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。なお、11 時 25 分より委員会室にて、総務建設常任委員会を開催します。

終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

散 会 午前 11 時 13 分